## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第5項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2025年10月24日

【中間会計期間】 第22期中(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

【会社名】 株式会社スタジオアタオ

【英訳名】 STUDIO ATAO Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 瀬尾 訓弘

【本店の所在の場所】 兵庫県神戸市中央区御幸通八丁目1番6号

【電話番号】 078-230-3370(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部ゼネラルマネージャー 山口 敬之

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座三丁目10番9号

【電話番号】 03-6226-2772(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部ゼネラルマネージャー 山口 敬之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 1 【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年10月10日に提出いたしました第22期中(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)半期報告書に添付しております「独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書」の記載事項の一部に原本と異なる箇所がありましたので、これを訂正するため半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

#### 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

(訂正前)

# 独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

(省略)

#### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スタジオアタオの2025年3月1日から2026年2月28日までの第22期事業年度の中間会計期間(2025年3月1日から2025年8月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スタジオアタオの2024年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

(省略)

(訂正後)

## 独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

(省略)

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スタジオアタオの2025年3月1日から2026年2月28日までの第22期事業年度の中間会計期間(2025年3月1日から2025年8月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スタジオアタオの2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

(省略)